



**問1 メンタルヘルス対策に関する事項****(注6) メンタルヘルス対策**

事業所において事業者が講ずるように努めるべき労働者の心の健康の保持増進のための措置をいいます。

**(注7) メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者**

メンタルヘルス不調(※)を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいいます。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害
- ④ 気分〔感情〕障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格及び行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害、詳細不詳の精神障害

※メンタルヘルス不調とは、精神及び行動の障害に分類される精神障害のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活の質に影響を与える可能性のある精神的及び行動上の問題を幅広く含むものをいいます。

**連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者の人数**には、労働者派遣事業を行う事業所から貴事業所に派遣されている者は含まませんが、労働者派遣事業を行う事業所においては、労働者派遣事業として他社への派遣労働者を含めてください。

**(注8) 衛生委員会**

常時50人以上の労働者を使用する事業所において、労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関をいいます。その構成は、事業の実施を統括管理する人若しくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦(労働組合がある場合には労働組合の推薦)によって事業者が指名した者によることとされています。

**(注9) 安全衛生委員会**

安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいいます。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じています。

保安委員会、工場委員会などと呼ばれていても、安全衛生委員会と目的と活動内容が同じで、事業所内に設置されていれば、その名称にかかわらず、安全衛生委員会に該当します。

**(注10) 事業所内の産業保健スタッフ**

メンタルヘルス対策が効果的に実施されるよう、労働者や管理監督者に対する支援を行うとともに、心の健康づくり計画に基づく具体的なメンタルヘルス対策の実施に関する企画立案、メンタルヘルスに関する個人の健康情報の取扱い、事業所外資源(専門医療機関など)とのネットワークの形成やその窓口となること等、心の健康づくり計画の実施に当たり、中心的な役割を果たす人々のことで、産業医、衛生管理者、事業所内の保健師等をいいます。

**(注11) ストレスチェック**

労働安全衛生法第66条の10の規定に基づき、労働者のストレスについて調査票を用いて現在の状況を把握し、本人に気づきを与えるために実施することをいいます。また、その結果を職場環境の改善に活用するものです。現在のストレスの状況によっては、医師等による面接指導等を受けることが望ましいことがあります。

**(注12) 集団(部、課など)ごとの分析**

個人のストレスチェックの結果を一定の集団(部、課など)ごとに集計して、当該集団の特徴や傾向を分析することをいいます。

**(注13) 職場復帰支援プログラム**

心の健康問題で休業していた労働者が円滑に職場に復帰し、業務が継続できるようにするために休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明らかにしたものをいいます。具体的には、職場復帰支援の手順、内容及び関係者の役割等から構成されます。

**(注14) 地域産業保健センター(地域窓口)**

労働者数50人未満の小規模事業所では、産業医の選任義務はなく、また、事業者が独自に医師を確保して労働者の健康管理を行うことは困難な場合が多くあることから、こうした小規模事業所を支援するための機関をいいます。具体的には、健康診断実施後の対応や長時間労働者に対する面接指導等の産業保健サービスを提供しており、面接指導等には医師等が対応します。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、労働基準監督署管轄区域ごとに設置されています。

**(注15) 産業保健総合支援センター**

産業医や衛生管理者などの事業所内の産業保健スタッフに対して、心の健康づくり対策についてのサービス(職場環境等の評価と改善の支援、教育研修の支援、事業所内の相談体制作りの支援等)を提供する機関をいいます。「地域産業保健センター(地域窓口)」が行う活動に対して専門的、技術的な支援を行っています。独立行政法人労働者健康安全機構が運営しており、各都道府県に設置されています。

**(注16) 他の外部機関**

精神保健福祉センター、中央労働災害防止協会などの心の健康づくり対策を支援する活動を行っている機関、メンタルヘルス支援機関などをいいます。

II 安全衛生関係について

問1 メンタルヘルス対策(注6)に関する事項

(1) 貴事業所において、**過去1年間(令和3年11月1日から令和4年10月31日まで)**に、**メンタルヘルス不調により**連続1か月以上休業した労働者又は退職した労働者(注7)がいましたか。(貴事業所に受け入れている「派遣労働者」は除いてください。)

いた	1	→	いた場合は、それぞれの人数をお答えください。	
いない	2		連続1か月以上の休業者数	13
			退職者数	14

同じ労働者が何回も連続1か月以上休業した場合は、1人としてください。  
 同じ労働者が連続1か月以上休業した後に退職した場合は、「退職者数」のみに計上してください。

(2) 貴事業所では、メンタルヘルス対策に取り組んでいますか。**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組んでいる	メンタルヘルス対策について、貴事業所の衛生委員会(注8)又は安全衛生委員会(注9)での調査審議	0 1	取り組んでいる	職場復帰における支援(職場復帰支援プログラム(注13)の策定を含む)	1 0		
	メンタルヘルス対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施	0 2		メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備	1 1		
	メンタルヘルス対策の実務を行う担当者の選任	0 3		外部機関の活用	地域産業保健センター(地域窓口)(注14)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 2	
	教育研修・情報提供	メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供			0 4	産業保健総合支援センター(注15)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 3
		メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供			0 5	医療機関を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 4
		メンタルヘルス対策に関する事業所内の産業保健スタッフ(注10)への教育研修・情報提供			0 6	他の外部機関(注16)を活用したメンタルヘルス対策の実施	1 5
	職場環境等の評価及び改善(ストレスチェック(注11)結果の集団(部、課など)ごとの分析(注12)を含む)	0 7		メンタルヘルス不調の労働者に対する必要な配慮の実施	1 6		
	健康診断後の保健指導等を通じた産業保健スタッフによるメンタルヘルス対策の実施	0 8		その他のメンタルヘルス対策( )	1 7		
	ストレスチェックの実施	0 9		取り組んでいない	1 8		

① ストレスチェック結果の集団(部、課など)ごとの分析を実施しましたか。

実施した	実施していない
1	2

② 集団ごとの分析結果を活用しましたか。**該当する項目すべて**を選んでください。

次頁へお進みください

分析結果を活用した	業務配分の見直し	0 1
	人員体制・組織の見直し	0 2
	残業時間削減、休暇取得に向けた取組	0 3
	職場の物理的環境の見直し	0 4
	上司・同僚に支援を求めやすい環境の整備	0 5
	相談窓口の設置	0 6
	管理監督者向け又は労働者向け研修の実施	0 7
	従業員参加型の職場環境改善、ワークショップの実施	0 8
	貴事業所の衛生委員会又は安全衛生委員会での審議	0 9
	その他の活用方法	1 0
特に活用していない	1 1	

(3) ① メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由について、**該当する項目すべて**を選んでください。

取り組み方が分からない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
労働者の関心がない	4
専門スタッフがない	5
該当する労働者がいない	6
その他	7

② 今後メンタルヘルス対策に取り組まれる予定はありますか。

予定している	1
検討中	2
予定していない	3

**問2 職場の感染防止対策に関する事項**

**(注17) 居場所の切り替わり(休憩室、更衣室、喫煙室等)における注意喚起**

休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがあるため注意を呼びかける、壁にポスターを掲示するなどにより注意喚起を行うことをいいます。

(参考) 感染リスクが高まる「5つの場面」 [https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

**問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項**

**(注18) 化学物質を製造している**

主に製造、合成、混合などを行う化学品メーカーなどです。

**(注19) 化学物質を商品として譲渡・提供している**

主に商社、販売代理店などです。

**(注20) 化学物質を使用している**

例として加工、洗浄等に使用する一般ユーザーをいいます。

**(注21) 化学物質を取り扱う際のリスクアセスメント**

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。

**(注22) 労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質**

同条で譲渡・提供者に安全データシート(SDS)の交付が義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質やこれらを含む物が該当します。

**(注23) 労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質**

危険有害性がある(GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく)化学物質のうち、安全データシート(SDS)の交付が義務づけられていないが、労働安全衛生規則第24条の15で譲渡・提供者に安全データシート(SDS)の交付が努力義務とされているものをいいます。



**問3 化学物質のばく露防止対策に関する事項（続き）****（注24）GHSラベル**

GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく化学物質の容器や包装に表示するラベルをいいます。ラベルには名称や危険有害性を表す絵表示等を表示することとされています。

<危険有害性を表す絵表示の例>



可燃性ガス

エアゾール

引火性液体

可燃性固体

自己反応性化学品



急性毒性

(区分1～区分3)



呼吸器感作性

生殖細胞変異原性

発がん性 等



急性毒性（区分4）

皮膚刺激性（区分2）

眼刺激性（区分2A）

**（注25）労働安全衛生法第57条に該当する化学物質**

同条で譲渡・提供者に容器に危険有害性を表示することが義務づけられている化学物質をいい、労働安全衛生法施行令別表第9に掲げられた化学物質や、これらを含む物等が該当します。

**（注26）労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質**

危険有害性がある（GHS分類において危険有害性のクラス又は区分がつく）化学物質のうち、化学物質の容器等にGHSラベルを表示することを義務づけられてはいないが、労働安全衛生規則第24条の14で譲渡・提供者にGHSラベルの表示が努力義務とされているものをいいます。

**（注27）安全データシート（SDS）**

化学物質の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を記載した文書をいいます。

過去にSDSを交付済みの製品で、引き続き同製品を製造又は譲渡するにあたり、相手方の承諾を得て交付していない場合は、交付しているものとみなし回答してください。

なお、SDS（Safety Data Sheet）は、平成23年度までは一般に「MSDS（化学物質等安全データシート）」と呼ばれていましたが、国際整合の観点から、GHSで定義されている「SDS」に統一され、JIS Z 7253においても「SDS」とされています。

















